

尾花沢市建設関連業務委託特定共同企業体取扱要綱

令和8年1月30日

告示第8号

尾花沢市建設関連業務委託特定共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する測量、設計及び調査等に係る建設関連業務委託(以下「業務委託」という。)において市内企業の技術の向上のため、共同受注により、市内企業の育成及び経済的地位向上を図ることを目的に、業務ごとに結成する共同企業体を特定建設関連業務委託共同企業体(以下「特定共同企業体」という。)とし、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において特定共同企業体とは、技術の拡充強化、融資力の増大及び危険の分散を図り、業務委託を適正、円滑かつ確実に行うことの目的として、特定の業務ごとに結成される共同企業体をいう。

(特定共同企業体の運営形態)

第3条 特定共同企業体の運営形態は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 甲型(共同履行方式) 構成員が一体となって業務を履行する形態
- (2) 乙型(分担履行方式) 構成員がそれぞれ分担業務を履行する形態

2 出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同実施を確保し得るよう、構成員数を勘案して次のとおり定めるものとする。

- (1) 2社の場合 30パーセント以上
- (2) 3社の場合 20パーセント以上

(特定共同企業体の代表者)

第4条 特定共同企業体の代表者は、発注業務に対応する許可業種につき許可を有していること。

2 特定共同企業体の代表者は、円滑な共同履行を確保し、かつ、中心的な役割を担う必要があるため、履行能力及び出資比率は構成員中最大の者でなければならぬ。

(特定共同企業体の構成員)

第5条 特定共同企業体の構成員は、発注業務ごとに定める資格要件を満たす者とする。

(対象業務)

第6条 特定共同企業体に発注することができる業務は、原則として設計金額2千万円以上の業務とし、各特定共同企業体への発注方針については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 甲型特定共同企業体による共同請負型方式が適当と判断される場合

ア 市外企業及び市内企業のうち同種業務の施工実績を有するもの(以下「市外企業等」という。)と市内企業との組合せによる特定共同企業体に発注できる業務は、市内企業単独では実施が困難で、かつ、高度な技術を要する業務で、市外企業等との協業関係のもとに市内企業の技術者の技術の向上が期待できる業務とする。

(2) 乙型特定共同企業体による分担請負型方式が適当と判断される場合

ア 異なる業種の組合せにより分担できる業務とする。

イ 発注する業務の設計内容を業種別ごとに区分し分担できる業務とする。

(入札参加手続)

第7条 特定共同企業体は、市が発注する業務委託に係る競争入札に参加しようとするときは、特定共同企業体の入札参加資格審査の申請をし、尾花沢市建設工事等指名業者選定審査会(以下「審査会」という。)の審査を受けなければならない。

(入札参加資格審査の申請)

第8条 特定共同企業体の入札参加資格審査の申請は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 構成員は、建設工事等入札参加資格者名簿に登載された者であること。

(2) 構成員は、3業者以内であること。ただし、業務委託の規模、技術的難度等により特に必要と認められるときは、この限りでない。

(3) 当該業務委託の発注業務に対応する許可業種について、許可を受けてから5年以上の営業実績がある者であること。

2 構成員は、同一業務委託で他の特定共同企業体の構成員になることができない。

3 第1項の申請は、特定共同企業体入札参加資格審査申請書(別記様式第1号)に、構成員が締結した特定共同企業体協定書(別記様式第2号)、特定共同企業体協定書第8条に基づく協定書(別記様式第3号)、委任状(別記様式第4号)その他申請に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

4 前項の入札参加資格審査申請は、当該構成員の代表者が行うものとする。

(資格確認)

第9条 特定共同企業体の入札参加資格の有無の確認は、審査会に諮って前条の規定により提出された書類を審査することにより行うものとする。この場合において、

財政課は、審査に付す特定共同企業体について入札参加資格確認審査申請書一覧表（別記様式第5号）を作成し、審査会に提出するものとする。

2 前項の規定による審査の結果は、入札参加資格審査結果通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

（入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明）

第10条 特定共同企業体の入札参加資格がないと認められた者は、指定の期日までに、競争入札参加資格がない理由について、書面により説明を求めることができる。

2 市長は、前項の理由を求められたときは、前項に規定する書面を受け取った日から起算して3日以内（市の休日を除く。）に入札参加資格がないと認めた理由に係る説明書（別記様式第7号）により回答するものとする。

3 説明を求めた者に入札参加資格があると認めた場合には、前条第2項の規定による通知を取り消し、前項の回答と合わせて、改めて資格を認定する旨の通知を行うものとする。ただし、あらかじめ審査会に諮るものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、特定共同企業体の取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。